

迷惑行為防止重点地区の指定について
(答申)

平成20年8月

北九州市迷惑行為防止推進協議会

1 はじめに

北九州市迷惑行為防止推進協議会（以下「協議会」という。）は、北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（以下「基本条例」という。）第13条第1項に設置が規定されており、「市長の諮問に応じ、基本計画の策定等並びに重点地区及び推進地区の指定、区域の変更等に関する意見の具申、迷惑行為の防止の推進に関する施策の提言等を行う（基本条例第13条第2項）」ことになっている。

そして、平成20年6月6日に開催された第1回協議会において、北九州市長より、当面の諮問事項として、「迷惑行為防止重点地区（当面市内1ヶ所）の指定について」及び「基本計画（迷惑行為の防止の推進に関する基本的な計画）の策定について」の2項目について諮問を受けた。

今回は、このうち「迷惑行為防止重点地区（当面市内1ヶ所）の指定について」の答申を行うものであり、「基本計画（迷惑行為の防止の推進に関する基本的な計画）の策定について」の答申は、後日別途行うものとする。

迷惑行為防止重点地区は、「迷惑行為がその周囲の人々に及ぼす影響、地域の特性等を勘案して特に迷惑行為を防止する必要があると認める地区（基本条例第9条第1項）」である。

この重点地区における迷惑行為防止に向けた積極的な取組により、当該地区のモラル・マナーの向上を図るとともに、市域全体にも取組の効果が波及し、「市民の快適な生活環境の確保に寄与する（基本条例第1条）」ことを期待するものである。

2 迷惑行為防止重点地区の指定についての考え方

迷惑行為防止重点地区は、周囲の市民に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地区から選定することになるため、迷惑行為の実態、人通りの状況、まちづくりの方向性などを考慮する必要がある。

このため、迷惑行為防止重点地区の候補としては、例えば、「小倉都心」、「黒崎副都心」などの中心市街地や、「門司港レトロ地区」のような観光拠点の中から選定することが考えられる。

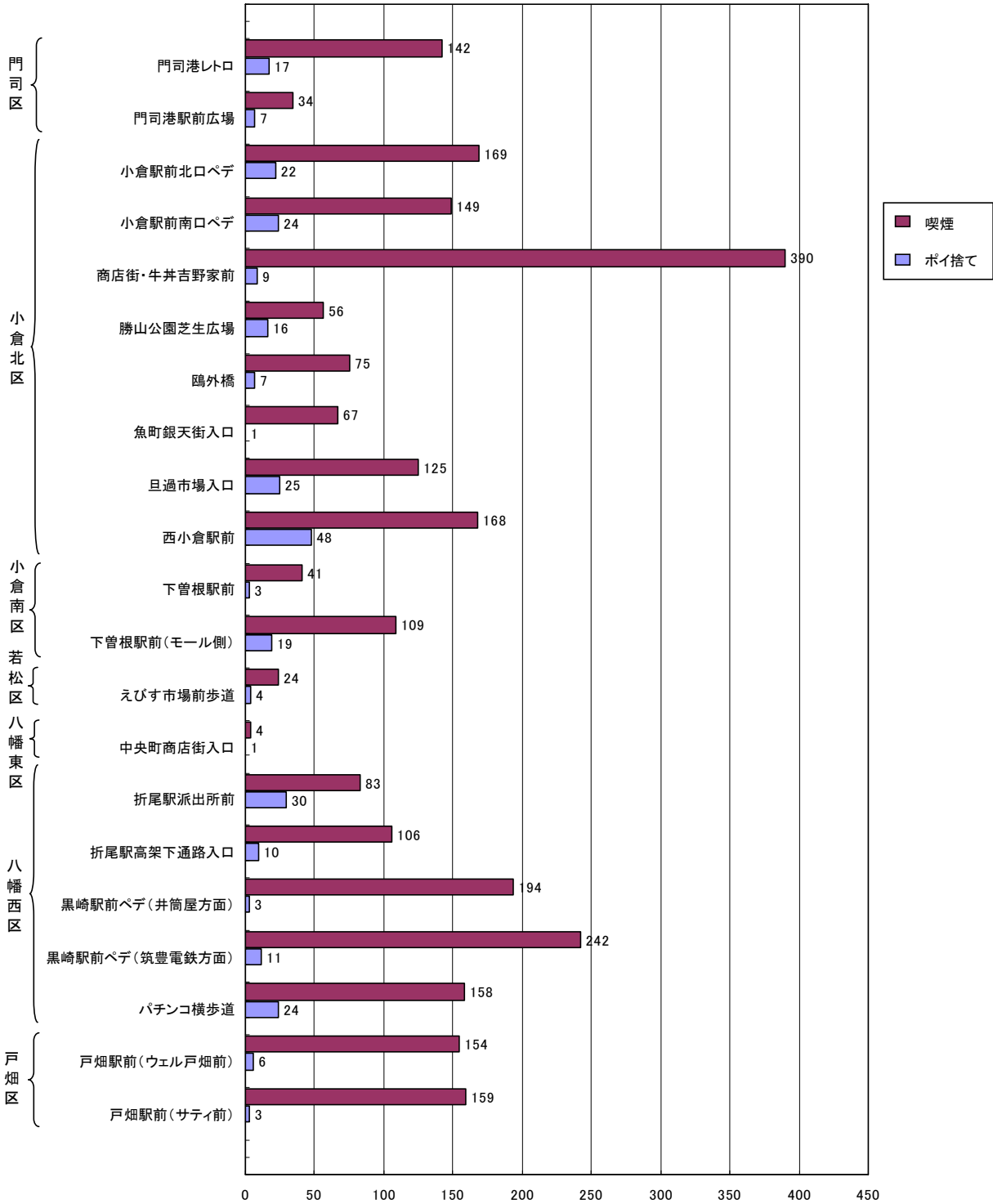
また、迷惑行為防止重点地区では、迷惑行為防止巡視員が巡回し、迷惑行為を行っている（又は行おうとしている）者に対して、指導その他必要な措置を行い、特に、「路上喫煙」、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「落書き」をしている者を巡視員が発見した場合には、その場で罰則（過料）が適用されることになっている。

このため、罰則（過料）の適用にあたっては、十分な時間をかけて市民や来訪者に周知することや、迷惑行為防止重点地区内の看板や路面表示を設置するなど、入念な準備を経て取り組む必要がある。

さらに、迷惑行為防止重点地区が広域となると、巡回指導を行う範囲が広大になり、条例の実効的な執行が難しくなることから、一定の限定した範囲とする必要がある。

したがって、迷惑行為防止重点地区を、当面市内1ヶ所指定する場合には、高い啓発効果が見込まれ、その効果が市内全域に波及することが期待できる北九州市を代表する地区である小倉都心において、「小倉中心部を想定しながら具体的な範囲を決める」ことが適当である。

「路上喫煙」及び「ごみのポイ捨て」実態調査結果



平成 20 年 3 月 16 日(日)と 3 月 21 日(金)の 2 日間の合計数
(両日とも 7 : 00 ~ 19 : 00 の時間帯に実施)

3 小倉都心部における迷惑行為防止重点地区の範囲

(1) 迷惑行為防止重点地区の範囲設定の考え方

迷惑行為防止重点地区では、迷惑行為防止巡視員が巡回し、迷惑行為を行っている者に対し、指導等必要な措置を行う。特に、「路上喫煙」、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「落書き」の4つの迷惑行為を行っている者については、巡視員が発見した場合は、その場で過料処分の対象となる。このため、範囲の設定は、次の考え方にに基づき検討を行う必要がある。

① 必要最小限の範囲とすること

重点地区では、実際に罰則（過料）を適用するという厳しい処分を行うため、限定的であることが望ましい。また、広範囲を指定すると、巡視を十分に行うことができず、条例の実効的な執行が困難になり、条例が有名無実化する可能性が高まる。このため必要最小限の範囲とする必要がある。

② 波及効果が見込める範囲とすること

多くの人が集まる地区を指定することにより、より多くの人重点地区における規制や啓発活動などの取組を見聞することになる。この重点地区での取組を見聞した人を通じて、市内全域へモラル・マナー向上の意識が広まるという、好ましい波及効果が期待できる範囲とする必要がある。

③ わかりやすい範囲とすること

主要な道路や代表的な通り、河川などで囲まれ、市内外からの来訪者にとつての認識が容易な範囲とする必要がある。

(2) 小倉都心部の地元関係者の意見

小倉都心部の自治連合会関係者、商店街関係者、まちづくり団体関係者、交通事業者等の迷惑行為防止重点地区指定についての主な意見は、次のとおりであった。

- 市内で初めての試みであり、第1段階目のテストケースとして、範囲を絞って実施することは理解できる。
- 人通りの多い銀天街は、指定した方がよい。
- 重点地区での取組を、広く周知することが重要である。

(3) 歩行者通行量について

小倉駅前地区歩行者通行量調査（平成16年8月実施）によると、小倉中心部における通行量の多い上位5地点は、次のとおり。

- ① 小倉駅南口2階階段
- ② 京町駅前商店街100円ショップダイソー前
- ③ 魚町銀天街松田楽器店前
- ④ 小倉駅前商店街クラウンパン前
- ⑤ 魚町商店街玄界灘庄や前

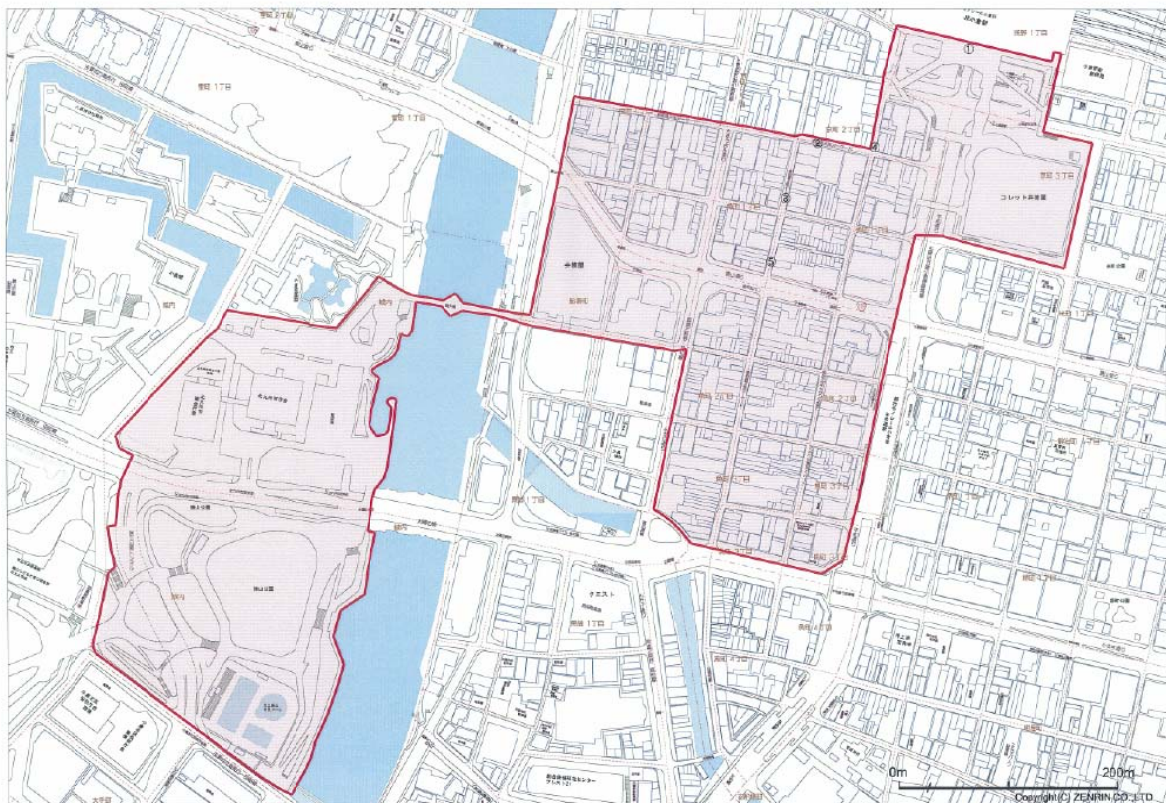
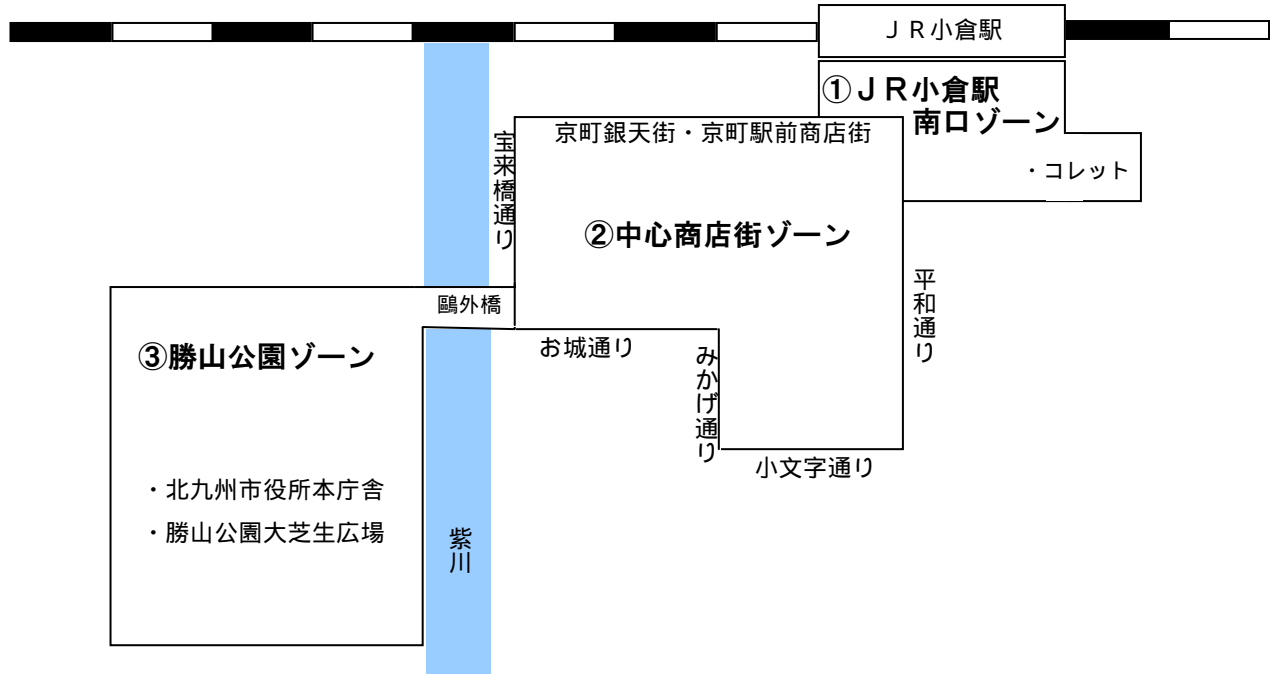
(4) 迷惑行為防止重点地区の範囲

以上を踏まえ、小倉都心部における迷惑行為防止重点地区の範囲については、次の3つのゾーンからなる範囲とすることが適当である。

（約22ha※事務局概算）

- ① **JR小倉駅南口ゾーン**（約3ha）
小倉駅南口ペDESTリアンデッキ周辺
- ② **中心商店街ゾーン**（約10ha）
 - ・平和通りより西側
 - ・宝来橋通りより東側
 - ・京町銀天街・京町駅前商店街より南側
 - ・お城通りより北側及び小文字通りより北側
- ③ **勝山公園ゾーン**（約9ha）
勝山公園大芝生広場及び北九州市役所本庁舎周辺

小倉都心部における迷惑行為防止重点地区の範囲



4 付帯意見

本協議会は、今回の迷惑行為防止重点地区の答申にあたり、次の事項に留意することを付言する。

- ① 迷惑行為防止重点地区における罰則（過料）の適用開始にあたっては、3ヶ月以上の周知期間を設け、市民や来訪者に十分周知を図ること。
- ② 迷惑行為防止重点地区内の迷惑行為防止の指導を徹底するとともに、重点地区以外の区域においても周知活動を行い、市内全域でモラル・マナーの向上を図ること。
- ③ 迷惑行為防止重点地区内では、禁煙と喫煙のバランスを考慮し、適切な喫煙場所の確保について検討を行うこと。
- ④ 迷惑行為防止重点地区の効果を検証するため、定点調査等を実施するとともに、必要に応じて迷惑行為防止重点地区の拡大・追加についても検討を行うこと。

5 協議会の開催状況及び主な議題

- ① 第1回協議会 平成20年6月6日
 - 会長・副会長選出
 - 迷惑行為防止重点地区の指定についての考え方
- ② 第2回協議会 平成20年7月29日
 - 小倉都心部における迷惑行為防止重点地区の範囲
- ③ 第3回協議会 平成20年8月20日
 - 迷惑行為防止重点地区の指定について（答申案）

北九州市迷惑行為防止推進協議会委員名簿

氏 名	所 属 等
会 長 大坪 靖直	福岡教育大学教授（教育社会心理学）
副会長 豊川 裕子	(株)豊川設計事務所代表取締役社長
太田 康子	北九州市婦人団体協議会理事
加藤 千佳	加藤千佳司法書士事務所所長（北九州中小企業経営者協会監事）
久保 幸男	北九州商工会議所事務局長兼総務部長
後藤 景子	弁護士（北九州第一法律事務所）
田中 覚	北九州市自治会総連合会副会長
松永 浩	北九州青年会議所副理事長（有)スマイル保険サービス取締役）
丸目 秀樹	北九州市立大学経済学部3年
安永 扶由美	北九州市PTA協議会副会長

* 会長、副会長以外は50音順、敬称略